

世界法年報投稿規程

第1条 目的

『世界法年報』への投稿の手續を明確にし、世界法学会の会員による投稿を促進するために、この規程を定める。

第2条 投稿資格

世界法学会の会員は、『世界法年報』に投稿することができる。

第3条 原稿の種類および使用言語

(1) 原稿は、世界法に関する学術的なもので、論説、研究ノートまたは書評・紹介、その他編集委員会が認める種類のものとし、未発表のものに限る。二重投稿は、行うことができない。

(2) 使用言語は、日本語または編集委員会が指定する外国語とする。外国語による原稿を提出する場合、投稿者は、自己の責任において、当該言語を母語とする者の外国語チェックを受けなければならない。本条に定める「編集委員会が指定する外国語」は、当面、「英語」とする。

第4条 原稿の書式

原稿の書式は、編集委員会が別に定める『世界法年報』執筆要領に従う。

第5条 原稿の提出

第2条に定める投稿資格を有する者は、随時、原稿を編集委員会委員長宛に提出することができる。

第6条 原稿の審査、掲載等

(1) 投稿された原稿は、編集委員会が審査し、掲載の可否を決定する。

(2) 編集委員会による審査は、別に定める『世界法年報査読規程』に基づいてこれを行う。

(3) 掲載を可とされた原稿について、掲載する原稿の種類、掲載する号、掲載する順序等の決定は、編集委員会が行う。

(4) 投稿原稿の著作権は、投稿者に帰属する。

第7条 細則

本規程を実施するために、編集委員会は必要な細則を定めることができる。

第 8 条 改正

この規程の改正については、編集委員会の議を経て、役員会が決定する。

付則 この規程は、2015 年 9 月 10 日から施行する。